

## 加治屋町交差点ほかポケットパーク設置社会実験業務委託 特記仕様書

### 第 1 章 総則

(適用)

第 1 条 本特記仕様書は、鹿児島市（以下「発注者」という。）が実施する加治屋町交差点ほかポケットパーク設置社会実験業務委託（以下「本業務」という。）について適用するものとし、受注者が遵守すべき事項を定めるものである。

2 本業務は、契約書や本特記仕様書、関係法令に基づき実施するものとする。

(業務の概要)

第 2 条 本業務は、鹿児島中央駅から本港区までのエリアにおいて、来街者のさまざまな消費行動やまちの魅力の気付きにつなげ、にぎわいとゆとりある都市空間の創出を図るため、加治屋町と高見馬場の交差点歩道において、出店やイベント・休憩スペース、ミストシャワー等を備え、歩行者が立ち寄りたくなる居心地の良い空間（以下「ポケットパーク」という。）を設置し、暫定的に利活用する社会実験を実施する。

(受注者の義務)

第 3 条 受注者は、本業務の履行に当たり、業務の趣旨等を十分理解したうえで、最高の技量を発揮して、本業務を遂行しなければならない。

2 本業務で得た全ての成果品や関係資料については発注者の所有とし、受注者は発注者の承諾を得ることなく、成果品や本業務で知り得た事項等を他に貸与、公表及び転用してはならない。

(疑義)

第 4 条 受注者は、本特記仕様書等に明記されていない事項や本業務に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

(書類の提出)

第 5 条 受注者は、契約締結後、本業務の着手に先立ち、次の関係書類を遅滞なく発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務責任者届
- (4) 業務計画書
- (5) その他発注者が必要と認める書類

(協議)

第6条 本業務の実施に当たり、業務の適切な遂行を図るため、受注者と発注者は、常に密接な連絡をとるものとし、受注者は、その協議事項について記録し、次の打合せの際、相互に確認するものとする。

- 2 本業務の着手時及び納品時並びに中間時における業務の主要な区切り、その他業務上必要が生じた場合は、発注者と受注者は遅滞なく打合せを行うものとする。
- 3 本業務における着手時及び納品時の打合せには、業務責任者が立会うこと。

(関係官公庁への手続き)

第7条 本業務の実施に当たり、必要な関係官公庁への諸手続きは、発注者と打ち合わせの上、速やかに受注者の責任において処理するものとする。

(資料の貸与及び返還)

第8条 受注者は、本業務を遂行するに当たり、発注者が所有している必要な図書資料等がある場合においては、所定の手続きを行った上で借り受けるものとする。

- 2 受注者は、貸与された関係資料について、本業務の完了後には速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、業務途中において発注者が必要となった場合は、速やかに発注者の指示に従うものとする。
- 3 受注者は、本業務に文献その他の資料を引用する場合、その出典を明記するものとする。

(土地の立入り)

第9条 受注者は、本業務の実施に当たり、第三者の土地に立ち入る場合は、予め発注者に通知のうえ、発注者が発行する身分証明書を携帯し、土地の所有者等から請求があった場合は、身分証明書を提示しなければならない。なお、地元関係者とのトラブルを生じないように十分留意するとともに、万一損害を与えた場合は、受注者の責任においてこれを解決するものとする。

(安全管理)

第10条 受注者は、各作業員に関係法規を常に遵守させ、安全管理に努めなければならない。また、作業実施中に事故が発生した場合には、速やかに事故発生の原因、経過、被害状況等の内容を発注者に報告するとともに、受注者の責任において、この処理対策にあたらなければならない。

(成果品の提出)

第11条 受注者は、発注者の求めに応じ、随時中間報告を行うものとする。

2 受注者は、発注者が提示する期日までに、別に示す成果品を業務完了届とともに提出し、完了検査を受けるものとする。

3 成果品の提出については、次のとおりとし、提出時期については、発注者の指示によるものとする。

件名 加治屋町交差点ほかポケットパーク設置社会実験業務委託

報告書 2部

上記成果品のデジタル原稿 1式

(訂正、補足)

第12条 本業務の成果品納入後、受注者の責務に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、速やかに訂正、補足その他必要な措置を講じなければならない。

(履行期間)

第13条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和7年3月14日までとする。

## 第2章 業務内容

(対象区域)

第14条 本業務の対象区域は、別紙2のとおり、加治屋町交差点と高見馬場交差点の各南東角の歩道とその周辺とする。

(業務の内容)

第15条 本業務の内容は、次のとおりとする。

### 1 出店者やイベント参加者の募集・選定ほか

(1) 本業務の目的を踏まえ、企画提案書に基づき、発注者と協議の上、多様な利活用（以下「暫定利用」という。）を実施すること。暫定利用の用途は以下例示のうち3種以上を必須とし、その他の用途も積極的に実施すること。

**【例】飲食物の販売、飲食物以外販売、展示、音楽、市民体験型イベント**

(2) 暫定利用の実施者（以下「出店者等」という。）の募集にあたっては、5者以上を選定すること。なお、受注者自らが出店者となること、または、他の出店者との共同で利活用すること（以下「自己出店」という。）も可能とする。

(3) 出店形態はキッチンカーや野外テントとするが、その他のサービスの提供についても発注者や関係機関と協議の上、可能とする。

(4) 出店者等の募集及び自己出店にあたって、企画提案書に基づき出店料やイベント参加費（以下「出店料等」という。）を徴収し、事業費に充当しても差し支えない。出店料等を除く社会実験中の売上については、原則、各出店者等が受領すること。

(5) 道路占用許可や道路使用許可の申請書については、受注者が作成し、発注者が提出する。

### **【出店者等の要件（最低限）】**

- ・出店者等は、社会実験までに鹿児島市保健所の営業許可等必要な許可を取得すること。
- ・鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。
- ・納期の到来している市税を完納していること。
- ・HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理を実施する事業者であること。また、衛生管理においては、鹿児島市保健所の指導に従うこと。
- ・従事者の安全衛生管理等について適切な対策を講じることができる事業者であること。
- ・販売に関して必要なものは各自準備し、その費用を負担すること。
- ・食品事業者の選定にあたっては、鹿児島市内に本・支店を有する者を優先すること。
- ・対象区域が歩道上であることを留意し、安全確保に努めること。

## 2 スケジュール

- (1) 日数は、令和6年8月から12月までに延べ14日以上を平日、土日祝日でバランスよく実施すること。
- (2) 時間は、社会実験に適する時間帯の検討を行うため、7～11時、11～14時、14～17時、17～23時までの4つの時間帯で各3回以上の実施を必須とする。
- (3) 出店にあたっては、天候や気候等を考慮して柔軟に対応すること。荒天時等により、中止の措置が必要となった場合は、すみやかに発注者に連絡するとともに、指示に従うこと。

## 3 休憩スペースやミストシャワー等の設置

企画提案書に基づき、発注者と協議の上、来街者にとって居心地の良い休憩スペース（テーブル、イス、日よけ、目隠し等）やミストシャワー等を設置すること。

## 4 出店等の調整、会場運営

- (1) 出店者等の希望に応じ、調整を行うとともに、相談等に対し適切な対応を行うこと。
- (2) 当日は現場担当者を配置して会場運営を適切に行うこと。
- (3) ガス、電気、水等の運営に必要な備品・消耗品は、原則として持込にて用意し、出店場所における排水・油等の処理は行わないよう、出店者に対して注意・指導を行い、出店終了後はごみ処理や片付けを適切に行っているか確認すること。  
なお、周辺施設の電源、水等を利用する場合、施設管理者や発注者と協議の上、利用するものとする。
- (4) 店舗ごとに日々の購入者数と売上を集約し、発注者に報告すること。
- (5) 各種問合せ、苦情等について適切な対応をとること。
- (6) 衛生管理等に十分配慮し、適宜、整理員の配置や案内表示等により、利用者同士が適切な距離を保てるよう対策を講じ、混雑を防止すること。
- (7) ごみ処理及びそれに係る費用、各種申請や保険加入等に係る費用は受注者の負担とする。

## 5 広報・情報発信

- (1) SNSやチラシ等を活用し、出店者等の募集や社会実験のスケジュール、その他本業務を実施するための効果的な広報を行うこと。発注者と協議の上、鹿児島市や鹿児島県等の行政の広報媒体の活用や連携も積極的に行うこと。
- (2) 実施場所においては、看板等を用いて社会実験中であることを明示し、必要に応じて集客を促す情報発信等を行うこと。
- (3) メディア等から取材依頼を受けた場合は、発注者の指示に従い対応すること。
- (4) 上記の取組みによる掲載情報は発注者に報告すること。

## 6 記録・調査

### (1) 記録

社会実験の効果検証や今後の検討のため、暫定利用や休憩スペース等の設置を実施する際には各回必ず2枚以上の写真撮影を行うこと。また、必要に応じて動画撮影を行うこと。

### (2) アンケート調査

社会実験時の来場者（200件）や周辺住民、出店者等へアンケート調査を実施すること。アンケートの内容は、発注者と協議の上、決定すること。

### (3) 歩行者通行量調査

加治屋町交差点と高見馬場交差点において、別紙2のとおり、社会実験時と平常時の各1日、7時から23時までの16時間における調査地点を通行する中学生以上の歩行者数及び自転車等の軽車両通行者数を、進行方向別に1時間毎に集計し、その年代・男女の比率を調査すること。日程については発注者と協議の上、決定すること。

## 7 報告書の作成

社会実験の実施状況や調査結果等を整理した報告書を作成すること。

(アドバイザーの打合せ等への参加)

第16条 受注者は、本業務のアドバイザーとして、発注者が「鹿児島市と独立行政法人都市再生機構との連携に関する協定書」を締結している独立行政法人都市再生機構の打合せの出席及び意見聴取を認めるものとする。なお、アドバイザーに係る経費については、受注者が負担する必要はない。

### 第3章 その他

(労働環境の確認に関する事項)

第17条 受注者は、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員に係る労働環境に関し、発注者指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。

2 発注者は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。

3 発注者は、2の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。

(暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

第18条 暴力団関係者による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。